

中津川市結婚活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、結婚しやすい地域づくりを進めるため、市民が主体となって取り組む結婚活動支援事業に対して、結婚活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、結婚活動支援事業に取り組む市民及び市内の団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 男女の出会いの機会を創出し、結婚活動支援に寄与する事業
- (2) その他、結婚活動支援に寄与する事業

2 前項の規定に関わらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の補助対象事業としないものとする。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業又は交付の対象となる事業
- (2) 営利を主たる目的とし、公益性を欠く事業
- (3) その他、補助することが適当でないと認められる事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付申請等の手続きは、規則の定めるところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。